

各 位

会 社 名 ス バ ル 興 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 永 田 泉 治 (コード:9632 東証第1部) 問合せ先 専務取締役管理本部長 松 丸 光 成 (TEL 03-3213-2861)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、2022年4月26日開催予定の第108回定時株主総会(以下、本総会といいます。)に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにより、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められると共に、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2)経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任と権限を明確にし、コーポレートガバナンスの強化を目的として、2022年4月26日付で新たに執行役員制度を導入することに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は(別紙)のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)2022 年 4 月 26 日定款変更の効力発生日2022 年 4 月 26 日

変更の内容は次のとおりであります。

(下線 は変更部分を示す。)

	(下線_は変更部分を示す。)		
(現 行 定 款)	(変 更 案)		
第3章 株主総会	第3章 株主総会		
[株主総会参考書類等のインターネット開示と	(削 除)		
みなし提供]			
第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、			
株主総会参考書類、事業報告、計算書			
類および連結計算書類に記載または			
表示をすべき事項に係る情報を、法令			
に定めるところに従いインターネッ			
<u>トを利用する方法で開示することに</u>			
より、株主に対して提供したものとみ			
<u>なすことができる。</u>			
(新 設)	[電子提供措置等]		
	第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株		
	主総会参考書類等の内容である情報		
	について、電子提供措置をとるものと		
	<u>する。</u>		
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項の		
	<u>うち法令で定めるものの全部または</u>		
	一部について、議決権の基準日までに		
	書面交付請求した株主に対して交付		
	<u>する書面に記載しないことができる。</u>		
第4章 取締役 <u>および</u> 取締役会	第4章 取締役 <u>、</u> 取締役会 <u>および執行役員</u>		
[取締役の員数]	[取締役の員数]		
第 20 条 当会社の取締役は <u>18</u> 名以内とする。	第 20 条 当会社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。 		
2 (条文省略)	2 (現行どおり)		
[代表取締役および役付取締役]	[代表取締役および役付取締役]		
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)		
2 取締役会は、その決議によって取締役	2 取締役会は、その決議によって取締役		
(監査等委員である取締役を除く。)	(監査等委員である取締役を除く。)		
の中から取締役会長、取締役社長各1	の中から取締役会長、取締役社長各1		
名 <u>、取締役副社長、専務取締役および</u>	名を選定することができる。		

常務取締役各若干名を選定すること

ができる。

(現 行 定 款)	(変 更 案)		
第 24 条~第 32 条 (条文省略)	第 24 条~第 32 条 (現行どおり)		
(新 設)	_[執行役員]_		
	第33条 取締役会は、その決議によって執行役		
	<u>員を選任することができる。</u>		
	2 執行役員は、取締役会の監督の下で、		
	当会社の職務を執行する責任と権限		
	<u>を有する。</u>		
	3 取締役(監査等委員である取締役を除		
	く。) は、執行役員を兼務することがで		
	<u>きる。</u>		
	4 取締役会は、その決議によって、執行		
	役員の中から、社長執行役員1名、副		
	社長執行役員、専務執行役員および常		
	務執行役員各若干名を選定すること		
	<u>ができる。</u>		
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会		
第 <u>33</u> 条~第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>34</u> 条~第 <u>37</u> 条 (現行どおり)		
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人		
第 <u>37</u> 条~第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>38</u> 条〜第 <u>40</u> 条 (現行どおり)		
第7章 計算	第7章 計 算		
the in the late of the color of	table in the later on the Carles Carles (1971)		
第 <u>40</u> 条~第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>41</u> 条〜第 <u>43</u> 条 (現行どおり)		
/ days SIRA	#/1 Fil		
(新 設)	<u>附 則</u>		
(der ⇒n.)			
(新 設)	[株主総会資料の電子提供に関する経過措置] 第1名		
	第1条 変更前定款第16条 [株主総会参考書類		
	等のインターネット開示とみなし提供 の判除 かんかん は		
	供]の削除および変更後定款第 16 条		
	[電子提供措置等]の新設は、会社法の		
	一部を改正する法律(令和元年法律第		
	70号)附則第1条ただし書きに規定す		
	る改正規定の施行の日(以下「施行日」		
	という。) から効力を生ずるものとす		
	<u>る。</u>		

(現 行 定 款)		(変 更 案)
	2	前項の規定にかかわらず、施行日から
		6か月以内の日を株主総会の日とする
		株主総会については、変更前定款第1
		条はなお効力を有する。
	<u>3</u>	本条は、施行日から6か月を経過した
		日または前項の株主総会の日から3カ
		- 月を経過した日のいずれか遅い日後に